

令和 8 年 7 月 31 日

学生 各位

富山大学学生支援課

令和8年熊本地震により被災した学生への経済的支援について

この度の熊本地震に関して、災害救助法適用地域及び適用日が定められました。については、当該災害により家計が急変し、奨学金を希望する方は、以下の経済的支援をご案内いたします。申請を希望する方は、お早めに学生支援課奨学金担当窓口までご相談ください。

1. 災害救助法適用地域及び適用日

適用地域：【熊本県】10 市 10 町 1 村

適用日：令和 8 年 7 月 28 日



※詳細は以下の URL か 2 次元コードをご覧ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

2. 日本学生支援機構の奨学金

給付奨学金【家計急変採用】、貸与奨学金【緊急採用・応急採用】

生計維持者が震災、火災、風水害等に被災し、家計状況が急変した学生で、緊急に奨学金の申請を希望する場合は、4 月と 10 月の定期採用にかかわらず、申請が可能となる場合があります。事前に学生支援課担当窓口へお問い合わせください。（災害救助法の適用による場合は、罹災証明の提出が必要です。）

3. JASSO 災害支援金

学生又はその父母等が居住する住宅（日本国内）に半壊若しくは床上浸水以上の被害を受けた方、また、自治体からの避難勧告等が 1 か月以上続いた方は、学業を継続できるよう、JASSO 災害支援金（10 万円・返還不要）に申請することができます。

※詳細は以下の URL か 2 次元コードをご覧ください。

<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>**【問合せ】**

富山大学学務部学生支援課

kgakusei@adm.u-toyama.ac.jp

076-445-6089（奨学担当）